

地域連携ネットワークの強化について

(支援が必要な人を早期に発見し、いかに次につなげるか)
～専門職・関係機関の果たす役割と連携～ (民間同士の連携促進)

資料番号 3 『権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり』、資料番号 4 『支援が必要な人を早期発見する仕組み』に関連して、「1.各団体の活動や特色などの強み」、「2.他団体及び関係機関と連携した取り組み」、「3.他分野との連携や協力体制を強化するための仕組みや手法等」について発表していただく。地域連携ネットワークを強化するために、支援が必要な人を早期に発見し、相談をどのようにつなげるか、専門職・関係機関の果たす役割と連携について検討する。

第4回協議会事前調査票取りまとめ

1 各団体の活動や特色などの強み

- 私の強みは、地域の実情に精通しているということである。これは、社会福祉協議会や相談機関の強みと言える。権利擁護に関するニーズをお持ちの方にあつた場合、どこにつなげればいいのか、それも機関としてではなく「あそこにいるあの人に」という紹介ができるのが福祉機関の強みである。よりスピーディーに確実な支援につなげられる。【学識経験者】
- 自治会連合会の強みは、18自治会連合会を通して区内218の単会との情報を共有することができる。また、各18地域が毎月行っている地域力推進会議には、地域の各種団体（地域包括センター・警察署・消防署・学校PTA等）が参加する会合があり、このように各団体の繋がりを生かし、成年後見制度等権利擁護支援を行うことができる。【自治会連合会】
- 地域包括支援センターの役割として「権利擁護事業」があり、尊厳のある暮らしを守ることを目的に、虐待防止、悪質商法の被害防止、成年後見制度の活用などに取り組んでいる。高齢者の総合相談窓口であり、現場の対応が主だが、予防啓発を積極的に行うことも重要である。日常的には地域で活動する自主グループに参加したり、イベントごとを行う際には、チラシを配布・ミニセミナーを行うことで啓発をしている。大田区全体で包括は23か所あり、すべての包括で「おいじたくセミナー」や「相談会」などを開催すれば、幅広く啓発する機会が作れると思う。【地域包括支援センター】
- 介護保険サービス団体連絡会は、ケアマネジャー、訪問介護、通所介護、訪問看護、グループホーム、福祉用具の介護保険事業者団体である。介護保険事業者は、高齢者の支え手としてサービス提供をしている身近な存在で、地域で支援を必要としている高齢者を早期に発見することが可能である。現在介護保険サービスを利用している高齢者を対象に事業展開しているが、障害福祉分野との連携しイベント等で協働することがある。特に重層的支援体制整備事業の実践が必至になることから、高齢者福祉分野以外との連携を視野に入れている。【介護保険サービス団体連絡会】

○基幹相談支援センターでは、重層的な支援体制における「障がい者支援のネットワーク」の相談支援における中核的な役割を担っている。特に支援を要する人を発見する可能性の高い相談支援専門員に対して、障害者の権利擁護に関する研修を企画するなど、成年後見に関する知識普及、啓発のための人材育成を担っている。【基幹相談支援センター】

2 他団体及び関係機関と連携した取り組み

○弁護士は、法律家として法的問題の相談・解決に携わるほか、問題点の整理、発言内容の真意を合理的に推測し、ご本人や支援者の思いつかない方法等の提案が可能である。

地域包括支援センターへの出張相談、社会福祉協議会の福祉相談などの相談業務、成年後見人等の候補者推薦や各種機関（組織・団体）とホットライン相談など各団体等と連携して取り組んでいる。【三弁護士会】

○社会福祉士会では、福祉の専門職として後見人等養成を行い、成年後見に適切に関われる人材を育成している。中核機関や地域包括支援センター、福祉サービス事業所、民生委員研修会への講師の派遣や勉強会の開催等（団体から推薦する場合、個人的なつながりで引き受ける場合）連携して取り組んでいる。今後は、専門機関だけではなく、地域の自治会などより地域単位で継続的に学習会を行うなどを、おおた地区会（社会福祉士会）と連携して取り組んでいきたい。【社会福祉士会】

○税理士は、税務代理・税務書類の作成・税務相談を行い、納税義務の適正な実現をはかることにより、納税者(国民)の権利利益を擁護する使命を負っている。その使命のもとに、成年後見制度等権利擁護支援においても、ネットワークの一員として積極的に活動していきたい。税理士会では、知的障がい者施設で、司法書士・社会福祉・税理士による「成年後見制度講演会/個別相談会」、東京税理士会館で、税理士会員及び一般市民に向けた、弁護士・社会福祉士・税理士による「成年後見制度に関する無料相談会」を実施している。【税理士会】

○基幹相談支援センターでは、ケースを通じて支援に関係する方たちとサービス担当者会議を開催し、顔の見える関係を築いている。相談支援事業所連絡会では、様々な機関の方を招いて、話を伺う機会を設け、相談支援専門員が他機関とつながる機会を持てるようにしている。自立支援協議会において、様々な立場の方たちとともに、地域の課題について共有、検討をする機会がある。これらのことを継続して行っていきたい。【基幹相談支援センター】

○精神保健福祉士は、精神疾患やメンタルヘルスについての専門家であり、精神疾患系の病院、精神保健福祉センター等の機関と連携を考えることができる。社会福祉士会と共同勉強会を行い、個別の案件で上記の精神疾患系の病院、精神保健福祉センター等の機関と連携して、成年後見の利用促進のために、事例を想定しお互いに情報交換を行っている。また、精神疾患系の病院、精神保健福祉センター等の機関とも共同勉強会を行い、成年後見案件について共同で取り組めるように考えていく。【東京精神保健福祉士協会】

○金融機関では、本人が認知症になると預金の出金に対応することが困難になるため、認知症になった場合のリスクについて、高齢のお客様への説明するよう努めている。本人から希望があれば「任意後見制度」「家族信託」「代理人の氏名」などの対策を案内している。原則、関連法人である「一般社団法人しんきん成年後見サポート」を通じて後見制度の案内を行っている。例えば、店頭で後見制度について説明を聞きたいなどの要望があった場合には、同法人へ対応を依頼している。同法人は、5つの信用金庫（さわやか、芝、湘南、城南、目黒）で設立した法人であり、密な連携を図ることができている。【金融機関】

○クリニックでは、外来診療の際に多くの高齢者と接し、早期発見につなげている。認知症サポート医が20名ほどおり、地域包括支援センターと連携し、認知症早期支援注力を行うほか、認知症検診を10年近く医師会として実行しており、現在は大田区の事業として行っている。他団体との連携した取り組みとして、成年後見人団体との勉強会、ケアマネ、訪看、ヘルパー、地域包括支援センター、歯科医師会、薬剤師会との勉強会を10年行っている。病院の医師、ナースに対して認知症対応についての勉強会も10年以上行っている。【医療機関】

3 他分野との連携や協力体制を強化するための仕組みや手法等

○第二期成年後見制度利用促進基本計画でよく紹介される「権利擁護支援」の手のひらの図は素晴らしいと思っている。特に大事なのは上半分の「地域連携ネットワーク」の図で、介護保険のケア会議や障害者自立支援協議会、児童虐待の要保護児童対策協議会など、既存の地域のネットワークを活用するという視点である。既存のネットワークを重ね合わせて、複合的な課題や世帯ぐるみの課題に対応するのが現実的である。そのネットワークを動かす中核機関、地域包括センター、基幹相談支援センター、児童相談所などの動き方が重要になってくる。【学識経験者】

○仕組みや手法ではないが、ネットワークを構成するメンバーとして、商店街、チェーン店、新聞店、駅（駅ビル）、ホテル、鉄道・バス・タクシー会社、学校、障害者の方の施設・事業者、なども検討してもいいのではないかと。【三弁護士会】

○成年後見センター・リーガルサポート東京支部としての取組み例は、弁護士会・社会福祉士会との定期的な情報交換・研修会の開催、東京家庭裁判所後見センターとの定期的な協議会の開催等がある。大田地区の取組みは、大田区社会福祉協議会との連携がある。大田区や大田区社会福祉協議会が音頭をとり、権利擁護支援の意見交換する中で、仕組みや手法を模索していくといい。例えば、自治会、商店会、医療機関、金融機関、ケアマネジャー等から実際の事例を提出してもらい、事例ごとに協力体制の仕組みを検討していく。【司法書士会】

○民生委員は、日頃の活動の中で高齢者や障害者から将来の不安についての相談を受けることがあり、その場合には成年後見制度があることをご説明して、社会福祉協議会をご紹介したりしている。主に社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携している。今後は、司法書士、税理士など専門職の方との連携を探っていきたいと考えている。【民生委員】

- 高齢者には、精神面、肉体的側面による支援のみならず、その財産の管理（不動産、預貯金、金融資産等）、契約締結（不動産の売買、貸借、要介護認定の申請、施設の入所契約）などの法律的な側面の支援が不可欠であり、前者の支援と後者の支援は、どちらかに偏ることがなく、両者は車の両輪と同様である。大田区では、前者の支援は様々な団体等がこれを支え、充実していることがうかがえるが、後者の側面では、他の区に比べて、高齢者のニーズに応えきれていなくその選択枝もほぼない（法定後見が主）のが実情ではないかと危惧している。後者の側面について、強化していく必要があると思う。【公証役場】

- 地域包括支援センターとして、実際の相談ケースでは、おおた成年後見センターと連携することが圧倒的に多い。出来るだけ関わった際に、先々必要になりそうな方には説明して地域権利擁護事業から利用してもらうようにすることを心がけている。地域に向けてのセミナーを開催する際には、協議会に参加していただいている団体と連携して取り組みが出来るが良い。協議会に参加している各団体と勉強会や意見交換会を開催するなど、各団体と意見交換等出来る取り組みを大田区が行ってくれると良いと思う。【地域包括支援センター】

- 多くの分野について共同勉強会で架空事例を出し合い、それぞれの機関や団体で自分たちが関与してそれぞれの事例で関与して進められることを議論してみる。そのうえで関与できる分野についてチームを作り架空案件に対してそれぞれの機関や団体で何ができるのかまとめ、それぞれの分野の人にフィードバックして、その中から連携チームやネットワークを具体的に組み立て文書で連携についてまとめてみるといい。【東京精神保健福祉協会】

- 金融機関であるため、高齢者の財産管理に着目しがちだが、医療や介護面についても配慮が必要な場面がある。その場合には、医療や介護サービスを担う会社と連携することとなるが、個別に連携することは難しいため、地域の社会福祉協議会にまとめ役を担ってもらい、継続的な情報交換を行わせて欲しい。【金融機関】

- 医療機関では、画像検査や心理検査などを実施し判断能力を判定し、判断能力が低下している疾患を治療している。また、公的機関や介護サービス提供機関から成年後見制度における判定の依頼を受けている（主治医の場合が多い）。コメディカルスタッフ（医師を除く医療従事者）は、医療・福祉サービスの検討などに寄与している。他分野との連携や協力体制を強化するための仕組みや手法等として、実務者レベルでのネットワーク会議を定期的で開催することや事例検討会を開催することがいいのではないかと。【医療機関】

- 弁護士、司法書士を始めとする法的専門家の相談窓口を教えてほしい（なければ設置を検討してほしい）【医療機関】